

平成17年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成17年9月30日 午前10時11分開議

1. 応招議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉淵秀雄君
4番	桐原健一君	25番	根本正典君
5番	所和明君	26番	大座畑洋二君
6番	飯村吉伊君	27番	森田勝一君
7番	小林祥宏君	28番	浅野壽一君
8番	小田部博夫君	29番	桧山年載君
9番	仲田澄雄君	30番	阿久津尚一君
10番	玉川台俊君	31番	小坏孝君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉淵秀雄君

4番	桐原健一君	25番	根本正典君
5番	所和明君	26番	大座畑洋二君
6番	飯村吉伊君	27番	森田勝一君
7番	小林祥宏君	28番	浅野壽一君
8番	小田部博夫君	29番	桧山年載君
9番	仲田澄雄君	30番	阿久津尚一君
10番	玉川台俊君	31番	小坏孝君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職指名

町	長	金長義郎
助	役	岩間伸博
収	入	富田孝一
教	育	三村亮一
代	表	一木邦彦
町	長	富永郁夫
総	務	森島哲男
企	画	加藤木昭博
管	財	海野勝美
税	務	加倉井一史
町	民	丹下栄一
町	民	小沢日出子
	課	
	長	
	補	
	佐	

保 險 課 長	仲 田 政 男
健 康 福 祉 課 長	綿 引 昭 治
産 業 振 興 課 長	高 橋 洋 造
建 設 課 長	川 又 憲 明
都 市 計 画 課 長	杉 山 勝 男
下 水 道 課 長	小 林 修 一
会 計 課 長	小 林 陸 春
水 道 課 長	阿久津 和 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長	河原井 宗 蔵
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	所 道 彦
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	岩 下 泉
桂 支 所 長	谷 津 信 雄
七 会 支 所 長	富 田 一 郎
診 療 所 事 務 長	盛 田 守

1. 職務のため出席した者の職指名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
局 長 補 佐	菊 地 良 子
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	佐 藤 宰

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成17年9月30日(金曜日)

午前10時11分開議

- 日程第3 承認第28号 専決処分第28号の承認を求めることについて(平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算第1号)
- 日程第4 承認第29号 専決処分第29号の承認を求めることについて(平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号)
- 日程第5 承認第30号 専決処分第30号の承認を求めることについて(平成17年度城里町一般会計補正予算第3号)
- 日程第6 議案第65号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第7 議案第66号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第67号 城里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第68号 城里町大字の名称の変更に伴う関係町条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第69号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の名称の変更及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について
- 日程第11 議案第70号 水戸地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の変更及び同組合規約の変更について
- 日程第12 議案第71号 平成17年度城里町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第72号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第73号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第74号 平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第75号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第76号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第77号 平成17年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第78号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第79号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第80号 平成16年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第22 議案第81号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第82号 平成16年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第83号 平成16年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第25 議案第84号 平成16年度城里町下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第26 議案第85号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第27 議案第86号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第28 議案第87号 平成16年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第29 発議第9号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

- 日程第30 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 日程第31 請願第4号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める請願
- 日程第32 請願第5号 議員在任特例を短縮する請願
- 日程第33 報告第13号 城里町議会広報委員会調査報告
- 日程第34 報告第14号 株式会社常北町物産センター決算報告
- 日程第35 報告第15号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告
- 日程第36 報告第16号 例月出納検査審査報告(6月、7月、8月執行分)

追加日程

- 議案第88号 工事請負契約の締結について
- 発議第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 発議第11号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める意見書
- 発議第12号 合併議員在任特例任期調査特別委員会設置について
- 発議第13号 城里町議会議員定数条例の制定について

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第28号
- 承認第29号
- 承認第30号
- 議案第65号
- 議案第66号
- 議案第67号
- 議案第68号
- 議案第69号
- 議案第70号
- 議案第71号
- 議案第72号
- 議案第73号
- 議案第74号
- 議案第75号
- 議案第76号
- 議案第77号
- 議案第80号
- 議案第81号

議案第82号

議案第83号

議案第84号

議案第85号

議案第86号

発議第9号

請願第3号

請願第4号

請願第5号

報告第13号

報告第14号

報告第15号

報告第16号

追加日程

議案第88号

発議第10号

発議第11号

発議第12号

発議第13号

午前10時11分開議

議員の出欠

議長（関谷 誠君） 議員各位には何かとご多用のところ出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は42名です。

開議の宣告

議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、助役、収入役、教育長、代表監査委員、室長、課長、局長、支所長、事務長がそれぞれ出席しております。

傍聴人13名を許可いたしました。

承認第28号 専決処分第28号の承認を求めることについて（平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算第1号）

議長（関谷 誠君） 本日は、質疑から入ります。
初めに、承認第28号についての質疑を求めます。
ございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

承認第29号 専決処分第29号の承認を求めることについて（平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）

議長（関谷 誠君） 次に、承認第29号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

承認第30号 専決処分第30号の承認を求めることについて（平成17年度城里町一般会計補正予算第3号）

議長（関谷 誠君） 次に、承認第30号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第65号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第65号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第66号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第66号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第 67 号 城里町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第67号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第 68 号 城里町大字の名称の変更に伴う関係町条例の一部を改正する条例について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第68号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第 69 号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の名称の変更及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第69号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第 70 号 水戸地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の変更及び同組合規約の変更について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第70号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第 71 号 平成 17 年度城里町一般会計補正予算（第 4 号）について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第71号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第 72 号 平成 17 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第72号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第73号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第73号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第74号 平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第74号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第75号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第75号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第76号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第76号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第77号 平成17年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第77号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第80号 平成16年度城里町一般会計決算認定について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第80号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第81号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第81号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第82号 平成16年度城里町老人保健特別会計決算認定について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第82号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第83号 平成16年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第83号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第84号 平成16年度城里町下水道事業特別会計決算認定について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第84号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第85号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第85号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第86号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第86号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

議案第87号 平成16年度城里町水道事業会計決算認定について

議長（関谷 誠君） 次に、議案第87号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

討 論

議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

承認第28号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、承認第29号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、承認第30号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

さらに、傍聴人2名を許可いたしました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第65号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第66号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第67号に対する討論はございませんか。
〔「ありません」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第68号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第69号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第70号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第71号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第72号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第73号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第74号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第75号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第76号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第77号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第80号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第81号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第82号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第83号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第84号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第85号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第86号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第87号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

傍聴人、さらに2名を許可いたしました。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

議長（関谷 誠君） これより採決に入ります。

承認第28号 専決処分第28号の承認を求めることについて（平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（関谷 誠君） 次に、承認第29号 専決処分第29号の承認を求めることについて（平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（関谷 誠君） 次に、承認第30号 専決処分第30号の承認を求めることについて（平成17年度城里町一般会計補正予算第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第65号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第66号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第67号 城里町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第68号 城里町大字の名称の変更に伴う関係町条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第69号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の名称の変更及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第70号 水戸地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の変更及び同組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第71号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第72号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第73号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第74号 平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第75号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第76号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第77号 平成17年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（関谷 誠君） 次に、議案第80号 平成16年度城里町一般会計決算認定についてないし議案第87号 平成16年度城里町水道事業会計決算認定についてを一括採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、採決を終結いたします。

傍聴人の方に申し上げます。静粛をお願いいたします。

日程追加

議長（関谷 誠君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま町長より、議案第88号 工事請負契約の締結についてご提案がありました。

この際、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号を議題とすることに決定しました。

議会議務局長をして追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第88号 工事請負契約の締結について

議長（関谷 誠君） 議案第88号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） ただいま追加議案といたしまして、議案第88号の提案理由について申し上げます。

下水道事業の実施に伴う工事請負契約の締結についてであります。城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（関谷 誠君） 次に、質疑に入ります。

議案第88号についての質疑を求めます。

ございませんか。

10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

10番（玉川台俊君） 質疑をいたします。

この工事の工事場所、内容等をお知らせ願いたいと思います。

議長（関谷 誠君） 下水道課長。

〔下水道課長小林修一君登壇〕

下水道課長（小林修一君） ただいまの玉川議員さんの質問にお答えしたいと思います。まず、工事場所でございますけれども、こちらから国道123号線手這坂を下りまして、北へ200メートル行きますと十字路がございます。右、東側へ折れますと国土交通省に行く道なんですけれども、それを左に曲がります。水田の中新しくできた道路でございます。それを300メートルぐらい西へ行きますと丁字路へぶつかります。丁字路から北へ折れまして100メートル弱、そこが丁字路になっています、それが起点でございます。そこから工事が始まりまして、西へ150メートル、さらに、左、北側へ折れまして400メートル弱の工事場所でございます。

続いて、工事内容でございます。

工事内容につきましては、全体の管路延長が593.4メートルでございます。うち推進工法が低耐荷力VUの塩ビ卵型管パイ200ミリでございまして、これが541.4メートルでございます。それと、開削工パイ150ミリの塩ビ卵型管、これが52メートルでございます。これはサービス管でございます。

あとは推進なものですから、人孔については15基ございまして、すべてこれはライナープレートで設計してございます。人孔の深さにつきましては、一番浅いものにつきましては、深さ3.5メートル、一番深いものについては5.3メートル、工期につきましては、契約日より来年3月24日ということでございます。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） 10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

10番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をいたします。

この工事によって全体の何%程度ができるのか、この幹線の計画の進捗率ですね。

議長（関谷 誠君） 下水道課長。

さらに、傍聴人2名を許可いたしました。

〔下水道課長小林修一君登壇〕

下水道課長（小林修一君） 進捗率といいますと、今現在この発注をしましたのは、桂地区の特環工事でございます、大字上環と下環が該当してございます。上環、下環につきましては400戸弱の個数があるんですが、現在、ことしの4月上旬で188戸供用開始しました。こちらを工事発注しますと、途中で四、五戸数があるんですけども、これにつきましては、ほとんどが幹線なものですから、この工事が終わったことによって進捗が極端にパーセンテージが上がるということはないです。この後の枝管発注をしまして、終わって、パーセンテージが相当上がってくるということになってございます。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

議案第88号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第88号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第9号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

議長（関谷 誠君） 次に、日程第29、発議第9号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君）

平成17年9月30日

城里町議会議長 関 谷 誠 様

提出者 阿久津 堅 次
賛成者 石 崎 貞 夫
賛成者 宮 本 仁
賛成者 小 松 文 良
賛成者 森 田 勝 一
賛成者 三 村 由利子
賛成者 南 條 治
賛成者 所 和 明

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、「議会を招集する暇がない」を理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や1人1常任委員会の就任制限などの制約的规定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

記

1 議員定数の自主選択

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、「上限値」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

2 議会の機能強化

(1) 立法的機能の強化

町村の基本計画は、住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性から

みて地方自治法第2条第4項又は同法第96条第1項に議決事件として追加すること。

自治事務をもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。

(2) 財政的機能の強化

予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。

百条調査権行使の際に必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。

予算議決対象は、政策論議が行えるよう、款・項に加えて目まで拡大すること。

(3) 行政監督機能の強化

地方公共団体が設立した公社及び出資法人に対し、議会が直接関与できるようにすること。

監査委員は、その独自性を確保するため、長の任命ではなく議会で選任するようにすること。

3 議会と長の関係

(1) 不信任と解散制度の見直し

議会と長が別個に公選される首長選の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に、対抗措置として議会の解散まで行うところはないため、見直しを行うこと。

地方自治法第178条の長の不信任議決の要件を過半数あるいは3分の2まで引き下げること。

(2) 議会招集権の議長への付与

二元代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。

(3) 長の付再議権の見直し

付再議権の行使は、長の一方向的な認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。

一般的付再議権は、特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。

(4) 専決処分の要件の見直し

地方自治法第179条第1項に規定する法定委任的専決処分の場合、「招集する暇なし」の理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。

4 議会の組織と運営の弾力化

(1) 常任委員会の就任制限の撤廃

委員会の審査・調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の1人1委員会の制約を外すこと。

(2) 全員協議会の位置づけ

全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月 日

茨城県城里町議会

〔「議長、上から7行目訂正お願いします」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、ただいまの議案書、私のファイルに挟まっておりません」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 申しわけないです。
局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君） 大変失礼いたしました。
意見書の7行目、「議会を招集する暇（いとま）がない」でございますので、訂正をさせていただきます。

議長（関谷 誠君） 25番、根本君、先へ進んでよろしいですか。

25番（根本正典君） どうぞ。

議長（関谷 誠君） ありがとうございます。

続いて、提出者であります阿久津堅次君より、発議第9号の趣旨説明を求めます。
42番阿久津君。

〔42番阿久津堅次君登壇〕

42番（阿久津堅次君） 発議第9号の趣旨説明を申し上げます。

地方議会においては、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能の充実強化を図ることが目下の重要な課題であります。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあることなど長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない状況にあります。

よって、国においては、議会の自主性・自立性を高める上からも、所要の措置を早急に講ずるよう意見書を各大臣に提出すべきと存じます。

議員各位のご賛同を賜りたくここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

ただいまご説明のありました発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして衆参両院議長及び関係各大臣に提出させます。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

請願第4号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める
意見書

議長（関谷 誠君） 次に、日程第30、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を
求める請願ないし日程第31、請願第4号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきと
どいた教育の実現を求める請願を議題といたします。

以上2件については、去る9月26日、所管の教育経済常任委員会へ付託されたものであ
ります。ここで委員会における審査の結果について委員長より報告を求めます。

22番教育経済常任委員長松崎君。

〔教育経済常任委員長松崎信一君登壇〕

教育経済常任委員長（松崎信一君） 教育経済常任委員会を代表いたしまして、今定例
会に提案されました請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願、請願第4
号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める請願の取り
扱いについてご報告いたします。

9月26日、本委員会に付託されました請願第3号ないし請願第4号については、9月27
日の本委員会において審議いたしました。結果、現在国の義務教育費国庫負担制度の見直
しや教育予算の削減が進められている中、教育の地域間格差をなくし、教育環境の保障と
地域負担を軽減するためには、義務教育費の関連経費の国庫補助費負担等教育予算の充実
は国の責任であることから、2件とも全会一致で採択と決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

請願第3号ないし請願第4号は、教育経済常任委員長の報告のとおり採択することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号ないし請願第4号は
採択されました。

日程追加

議長（関谷 誠君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま42番阿久津堅次外7名より、発議第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求
める意見書並びに発議第11号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育

の実現を求める意見書が提出されました。

この際、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、発議第10号ないし発議第11号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長をして追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

議長（関谷 誠君） 発議第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案の朗読は省略することに決定いたしました。

（朗読を省略した議案）

発議第10号

平成17年9月30日

城里町議会議長 関 谷 誠 様

提出者 阿久津 堅 次
賛成者 石 崎 貞 夫
賛成者 宮 本 仁
賛成者 小 松 文 良
賛成者 森 田 勝 一
賛成者 三 村 由 利 子
賛成者 南 條 治
賛成者 所 和 明

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担法第1条では、「義務教育無償の原則に則り、国民すべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。」

と述べている。

しかし、政府は1985年度予算より義務教育費国庫負担制度対象の見直しを行ない、2004年度までには、教材費・旅費・共済恩給費・退職手当・児童手当を一般財源化している。さらに、2005年度には、義務教育費国庫負担金4,250億円が暫定的に交付金化され、就学援助費、奨学金、教員研修費事業、学校教育設備整備費等の補助金も、廃止や大幅削減などが決定されました。これらの財政措置は、教育水準の維持や子どもの就学保障にとって重要であり、教育条件整備にかかる国の責任を放棄しようとするものです。義務教育費国庫負担制度の廃止、一般財源化は、税源の偏在性と今後削減が必至である地方交付税の状況を考えれば、都道府県間の教育水準だけでなく、市町村間の教育水準の格差の拡大を引き起こすおそれがある。

教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる「義務教育費国庫負担制度」は、厳しい地方自治体の財政状況の中で極めて重要な位置を占めている。

よって、政府においては同法の趣旨・精神を踏まえ、今後も以降の予算編成にあたり、義務教育制度の根幹である、教育の機会均等・水準の確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教育に関する費用負担の在り方については、教育論から議論を尽くした上で判断すべきであり、中央教育審議会における結論を十分尊重するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月 日

茨城県城里町議会

議長（関谷 誠君） 続いて、提出者であります42番阿久津堅次君より、発議第10号の趣旨説明を求めます。

42番阿久津君。

〔42番阿久津堅次君登壇〕

42番（阿久津堅次君） 発議第10号の趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、日本国憲法に保障された教育の機会均等を全国的な教育水

準の維持という理念達成に向けて措置されております。この意義は非常に重大であると考えられます。

しかし、政府は厳しい財政状況を口実に、1985年度予算より義務教育費国庫負担制度対象の見直しを行い、2004年度までに教材費等を一般財源化し、さらに、2005年度には就学援助金等の補助金を廃止や大幅な削減が決定されました。義務教育費国庫負担制度の廃止、一般財源化は、今後削減が必至である地方交付税の状況を考えれば、都道府県の教育水準だけでなく市町村間の教育水準の格差の拡大を引き起こすおそれがあります。

よって、政府においては同法の趣旨・精神を踏まえ、今後も以降の予算編成に当たり義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教育に関する費用負担のあり方については、中央教育審議会における結論を十分尊重するよう求めるため、意見書を関係各大臣に提出すべきと存じます。

議員各位のご賛同を賜りたくここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（関谷 誠君） これより発議第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして関係各大臣に提出させます。

発議第11号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める意見書

議長（関谷 誠君） 発議第11号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案の朗読は省略することに決定しました。

（朗読を省略した議案）

発議第11号

平成17年9月30日

城里町議会議長 関 谷 誠 様

提出者 阿久津 堅 次
賛成者 石 崎 貞 夫
賛成者 宮 本 仁
賛成者 小 松 文 良
賛成者 森 田 勝 一
賛成者 三 村 由利子
賛成者 南 條 治
賛成者 所 和 明

「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を
求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を
求める意見書

少子・高齢化が進む中で、21世紀はとりわけ教育と福祉が重視されなくてはならない。

今、学校教育に求められてることは、子ども一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることである。

いじめ、不登校、「学級崩壊」など山積する教育問題を解決するには、学校にゆとりを取り戻し、一人ひとりにゆきとどいた教育をすることが大事である。

2005年5月、文部科学省は「教職員配置等の在り方に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、少人数学級実現にむけ、2006年度からの「次期教職員配置改善計画」の検討を始めていますが、教え込む教育から共に学ぶゆきとどいた教育を実現するには、「30人学級」など、欧米並みの少人数学級が不可欠です。

よって、政府においては、きめ細かなゆきとどいた教育を実現するため、あらたな教職員定数改善計画を策定し、「少人数学級」の導入を全国斉一に実施する。

また、地域や子どもの状況をふまえ多様な教育活動が推進できるよう、学校、市町村教育委員会が主体的に教職員配置を行えるしくみに改善するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月30日

茨城県城里町議会

議長（関谷 誠君） 続いて、提出者であります42番阿久津堅次君より、発議第11号の趣旨説明を求めます。

42番阿久津君。

〔42番阿久津堅次君登壇〕

42番（阿久津堅次君） 発議第11号の趣旨説明を申し上げます。

今学校教育に求められていることは、子供一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることであり、いじめ、不登校、学級崩壊など山積する問題を解決するには、学校にゆとりを取り戻し、一人一人行き届いた教育をすることが大事であります。教え込む教育から共に学ぶ行き届いた教育を実現するには、30人学級など欧米並みの少人数学級が不可欠であります。

よって、政府においては、きめ細かな教育を実現するため、少人数学級の導入を全国一斉に実施し、地域の子供の状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、学校、市町村教育委員会が主体的に教職員配置を行える仕組みに改善するよう強く要望するために、意見書を関係各大臣に提出すべきと存じます。

議員各位のご賛同を賜りたくここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（関谷 誠君） これより発議第11号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして関係各大臣に提出させます。

請願第5号 議員在任特例を短縮する請願

議長（関谷 誠君） 日程第32、請願第5号 議員在任特例を短縮する請願を議題といたします。

本案を議会事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君）

請願第5号

城里町議会議長 関 谷 誠様

平成17年9月2日

請願代表者氏名 河 亦 博

他4,536名

住 所 東茨城郡城里町小坂34
電話番号 029 - 288 - 5392
紹介議員氏名 松 崎 信 一
佐 藤 國 保
寺 門 博 志

議員在任特例を短縮する請願

城里町の平成17年度、一般会計予算は、93億9,700万円で、合併前予算の合算額に対し、約20億100万円の減額となっています。このため、町道整備や生活関連の行政経費が大幅に削減され、町民の生活に大きな影響をおよぼしております。

これらは、地方交付税や補助金・負担金等、国・県からの交付金削減が大きな要因ですが、この傾向は、今後さらに厳しくなると考えられ、私たち町民の将来の生活にも、深い不安を投げかけてきています。

当町の税収が約17億6,700万円に対し、議員・職員を含めた人件費は22億3,000万あまりに達し、人件費だけで、すでに赤字行政の体質になっております。

町執行部においては、すでに退職勧奨を実施しており、町財政を考えての、果断なる退職希望職員も、増えてきていると伺っております。

このような状況下において、42名もの議員が2年の在任特例に甘んじる事なく、町民のために率先して1年に短縮し、1億以上の人件費削減を実行されますよう署名・捺印をして請願致します。

議長（関谷 誠君） 続いて、本件の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

42番議会運営委員長阿久津君。

〔議会運営委員長阿久津堅次君登壇〕

議会運営委員長（阿久津堅次君） 去る9月13日に開催しました議会運営委員会において議長より諮問のありました、今期定例会に提案されます請願第5号についての付託先の協議の結果についてご報告をいたします。

請願第5号 議員在任特例を短縮する請願は、議員各位の任期にかかわる重要な案件でありますから、慎重審議をする上においても、特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますようここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（関谷 誠君） これより起立により採決いたします。

ただいまの議会運営委員長の発言どおり、請願第5号について特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、請願第5号については、特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに可決されました。

日程追加

議長（関谷 誠君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま42番阿久津堅次君外7名より、発議第12号 合併議員在任特例任期調査特別委員会設置についてが提出されました。

ここで、起立により採決いたします。

この際、発議第12号を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、発議第12号を日程に追加し、直ちに議題とすることに可決されました。

議会事務局長をして追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第12号 合併議員在任特例任期調査特別委員会設置について

議長（関谷 誠君） 発議第12号 合併議員在任特例任期調査特別委員会設置についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君）

発議第12号

平成17年9月29日

城里町議会議長 関 谷 誠 様

提出者 阿久津 堅 次
賛成者 石 崎 貞 夫
賛成者 宮 本 仁
賛成者 小 松 文 良
賛成者 森 田 勝 一
賛成者 三 村 由利子
賛成者 南 條 治

合併議員在任特例任期調査特別委員会の設置について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

合併議員在任特例任期調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり合併議員在任特例任期に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 「合併議員在任特例任期調査特別委員会」
 2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条
 3. 付託事件 議員在任特例期間を短縮する請願を受け、議会として合併特例在任期間の任期等について検討調査する
 4. 委員の定数 18人
 5. 調査期限 平成17年第4回議会定例会開会まで
- 議長（関谷 誠君） 続いて、提出者であります42番阿久津堅次君より、発議第12号の趣旨説明を求めます。
- 42番阿久津君。

〔 4 2 番阿久津堅次君登壇 〕

4 2 番（阿久津堅次君） 発議第12号 合併議員在任特例任期調査特別委員会の設置について趣旨説明を申し上げます。

議会議員の在任特例については、合併特例法の規定により引き続き議員として在任し、合併による激変を緩和し、新町へのスムーズな移行を確保する措置が規定されていることは各位の周知のところであります。

このようなことから、城里町の誕生においても、議員の身分につきましては、県内を初め全国の先進の事例などを参考にしつつ、住民の代表者も交えた合併協議会において、地域の声の反映や新設合併における合併町村の一体性の確保などを図るため、2年間の在任特例法が決まりました。

しかし、今回住民の多くの署名による議員在任特例を短縮する請願が提出されましたので、議員全員の身分に関する内容であり、議員の在任期間等の検討及び調査を行うため、特別委員会を設置することに議員各位の賛同を賜りたく、よろしく願いいたします。

議長（関谷 誠君） 次に、質疑に入ります。

発議第12号についての質疑を求めます。

質疑は同一議員につき、同一議題について3回を超えることはできませんので、よろしく願いします。

22番松崎君。

〔 2 2 番松崎信一君登壇 〕

2 2 番（松崎信一君） それでは、質疑をさせていただきます。

この付託事件の中の委員の在任特例期間を短縮する、任期ということがありますが、まだ委員会通ったわけではありませんけれど、どのような調査をするのか、それから、予算はこれのってありませんが、どのようにするのかお聞きしたいと思います。

議長（関谷 誠君） 42番阿久津君。

〔 4 2 番阿久津堅次君登壇 〕

4 2 番（阿久津堅次君） ただいま松崎議員さんから、合併議員在任特例調査の内容の2点についてご質問がありましたので、ご答弁申し上げます。

第1点目の調査の内容でございますが、既にご承知のとおり、特例在任を適用しまして、2年という任期をちょうどいしてまいりました。その中で、今回請願に出されましたことは、議員42名の一人一人にかかわる問題でありますので、調査委員会を設置するという事に議運委員会で決定を見ました。

さらには、内容につきましては、調査委員会の発足をもちまして、それぞれの委員さんのご決意をちょうどいしながら進めていくことがいいのかなと判断されるわけであります。

続きまして、費用の件でございますが、この件につきましても検討をしました。

例えば、旧常北町の政治倫理条例特別委員会が平成14年に設置されまして、予算は9月の補正を見たわけであります。さらに、百条調査特別委員会におかれましては、15年5月に設置をされ、予算は6月に補正されました。さらに、LPガス調査特別委員会におかれましては、16年4月に設置をされ、同時に予算も計上されたというふうなことで記憶されております。また、城里町になりまして、政治倫理条例委員会が設置されたのが17年3月であります。予算の補正はなし。さらに、議員在任特例調査特別委員会、きょうご提案申し上げますが、このことにつきましても、予算をそれぞれの委員さんが誕生して、調査期間に入って、必要なればそれぞれの委員さんの合意により計上されることがよろしいかと判断したわけでございます。

以上でございます。

議長（関谷 誠君） 22番松崎君。

〔 2 2 番松崎信一君登壇 〕

2 2 番（松崎信一君） 予算については、これは私が申すまでもなく、執行部の件でございますので、そちらのことについてはご質疑を差し控えさせていただきます。

議長（関谷 誠君） ほかにございませんか。

18番佐藤君。

〔 1 8 番佐藤國保君登壇 〕

1 8 番（佐藤國保君） 特別委員会の調査期間というのは、平成17年度第4回定例会までということになっておりますが、ここの時点できちんとした報告をされるんでしょうか、その辺をお伺いいたします。

それだけで結構ですので、よろしく申し上げます。

議長（関谷 誠君） 42番阿久津君。

〔 4 2 番阿久津堅次君登壇 〕

4 2 番（阿久津堅次君） 佐藤議員さんにお答えをいたします。

ただいま調査期間の中の12月、本年度第4回議会定例会までとすることについてのご質問ではありますが、きっちりとその報告ができるよう調査委員会の方へお願いをするというふうなことでまとめたいと思います。

議長（関谷 誠君） ほかにございませんか。

〔 「議事進行」と呼ぶ者あり 〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

発議第12号に対する討論はございませんか。

〔 「議事進行」と呼ぶ者あり 〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第12号 合併議員在任特例任期調査特別委員会設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔 賛成者起立 〕

議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました合併議員在任特例任期調査特別委員会の委員の選任を、議員控え室でお願いいたします。

午前 1 1 時 2 2 分休憩

午後 1 時 0 6 分開議

議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

丹下町民課長が所用のため、小沢課長補佐が代理で出席をしております。

合併議員在任特例任期調査特別委員会委員の選任

議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

合併議員在任特例任期調査特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、次の諸君を指名いたします。

42番阿久津堅次君、40番篠田 守君、39番近澤定夫君、38番石崎貞夫君、37番宮本 仁君、35番福田定夫君、34番小林 宏君、33番清水進喜君、30番阿久津尚一君、29番松山年載君、28番浅野壽一君、26番大座畑洋二君、24番鯉淵秀雄君、21番三村由利子君、17番藤咲徳治君、15番杉山 清君、13番金子栄治君、8番小田部博夫君、以上18名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました18名の諸君を合併議員在任特例任期調査特別委員会の委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました18名の諸君が合併議員在任特例任期調査特別委員会の委員に決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、合併議員在任特例任期調査特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。よろしく申し上げます。

午後 1時10分休憩

午後 1時23分開議

議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに、傍聴人2名を許可いたしました。

合併議員在任特例任期調査特別委員会正副委員長の報告

議長（関谷 誠君） 休憩中に合併議員在任特例任期調査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に33番清水進喜君、副委員長に37番宮本 仁君が選任されましたので、ご報告いたします。

日程追加

議長（関谷 誠君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま10番玉川台俊君外4名より、発議第13号 城里町議会議員定数条例の制定についてが提出されました。

この際、日程を追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、発議第13号 城里町議会議員定数条例の制定についてを直ちに議題にすることに決定いたしました。

議会事務局長をして追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第13号 城里町議会議員定数条例の制定について

議長（関谷 誠君） 発議第13号 城里町議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君）

発議第13号

平成17年9月27日

城里町議会議長 関 谷 誠 様

提出者 玉 川 台 俊

賛成者 松 崎 信 一

賛成者 寺 門 博 志

賛成者 多 田 政 士

賛成者 佐 藤 國 保

城里町議会議員定数条例の制定について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年城里町条例第 号

城里町議会議員定数条例

第1条地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、城里町議会議員の定数を16人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の最初に行われる城里町議会議員の一般選挙から適用する。

議長（関谷 誠君） 続いて、提出者であります10番玉川台俊君より、発議第13号の趣

旨説明を求めます。

10番玉川君。

〔 10 番玉川台俊君登壇 〕

10番（玉川台俊君） 発議第13号 城里町議会議員定数条例の制定についての提案理由についての趣旨説明をいたします。

常北、桂、七会の旧3町村は、財政難が大きな要因で合併をいたしました。合併後の城里町も財源不足による危機的な財政運営による行政が行われている現状でありますことは、議員各位がご承知のとおりであります。

その中で、町民サービスは補助金の削減や健康保険税の増税負担などを初めとし、町民の視点からはサービスの低下として受け取られている点が多々あります。これらが町民の不満の矛先として、我々議会議員が多過ぎるとのご意見を多くの町民の方々よりちょうだいしているわけでありますことや、執行部においても、職員の削減に努力されていることを踏まえ、我々議員もみずから定数を削減することで、城里町の財政的負担を軽減する姿勢を示すことが必要と考え、改選後の議員定数18を16に削減する議員定数の条例改正案を提案いたしました。

16名とした理由は、常任委員会構成を2つとして、委員会を8名で構成することを考え、16名としたものであります。

さらに、現状で考えますと、議会費用が2名の議員削減で年間930万円程度が削減でき、財政負担の軽減効果が大きいと考えられるためであります。

また、議会費用の削減を理由に、在任特例期間の短縮を求める請願が町民より提出されておりますが、合併により城里町は人口規模が約2万3,000人であり、議会議員の法定数は26名であります。合併協議の中で条例で定数を18名とし、議会が費用削減の努力をしてきたことが町民の皆様に説明できなかったこと、選挙により本来与えられた4年の任期が、合併により、在任特例2年を活用しても3年程度に短縮されたことが正しく理解されていないこと、このことは4年の任期に2年がプラスされるという一部に誤解を受けているということも含めております。

また、学校の統廃合を初め、旧町村間の格差を是正するなどの諸問題が数多く残っていることから、この際、議会はさらなる議員定数の削減を示し、これを機に議会の立場を町民に説明していく必要があると思っております。

以上、簡単ではありますが、提案理由を申し上げます。

議員各位の特段のご理解を賜りご賛同くださるようお願い申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（関谷 誠君） 次に、質疑に入ります。

発議第13号について質疑を求めます。

ございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

発議第13号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第13号 城里町議会議員定数条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（関谷 誠君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

報告第13号 城里町議会広報委員会調査報告

議長（関谷 誠君） 次に、報告であります。

日程第33、報告第13号について、城里町議会広報委員会委員長より調査報告を求めます。
33番議会広報委員長清水君。

〔議会広報委員長清水進喜君登壇〕

議会広報委員長（清水進喜君） 議会広報委員会を代表いたしまして、ご報告いたします。

本会は、読みやすい紙面づくり、編集技術の向上を目的として山形県白鷹町議会広報特別委員会の編集の方法や発行状況について調査しました。意見の交換をしてみました。

白鷹町の議会の広報は、審議内容や議員活動を広く町民にわかりやすく情報提供するために、委員長とは別に編集長を置き、紙面の構成や担当の選任をし、全体の取りまとめを行っていました。

紙面については、見出しにインパクトがあり、文字と写真のバランスを考え、余白を有効に使い編集がなされました。読みやすい広報紙づくりに努めておりました。

これらを踏まえまして、本町の議会広報も町民に議会の活動や行政の動きを広く知っていただくため、読みやすく親しまれる広報紙づくりに努めてまいりたいと思います。

以上、概要を述べさせていただきました。詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告といたします。

議長（関谷 誠君） 大変ご苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、読みやすく親しまれる議会だよりの作成にご尽力賜りますようお願いいたします。

報告第14号 株式会社常北町物産センター決算報告

報告第15号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告

報告第16号 例月出納検査審査報告（6月、7月、8月執行分）

議長（関谷 誠君） 次に、日程第34、報告第14号ないし日程第36、報告第16号については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長（関谷 誠君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成17年第3回定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げたいと思います。

去る9月26日から開会されました今定例議会、本日をもって閉会ということになりましたが、執行部よりご提案を申し上げました全議案につきまして、可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、15名の議員の方々より一般質問がありました。それぞれの議案審議の中でも、いろいろなご意見も賜りましたが、そういうことを真摯に受けとめながら今後の行政執行に職員ともども当たってまいりたいと考えております。今後ともよろしくご支援、ご協力のほどをお願いを申し上げます。

議員各位におかれましても、健康に十分ご留意の上、ますますご活躍をされますことをご祈念を申し上げまして、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（関谷 誠君） 以上をもちまして、平成17年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時39分閉会